

事務事業名	訪問介護利用者負担額軽減措置事業				担当	健康福祉部 いきいき高齢課 介護保険係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	5	高齢者の自立と社会参加の支援				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	厚生労働省発令介護保険事業補助金交付要綱					☒ 単年度繰返（開始年度平成12年度～）			
予算科目	1.一般会計	3.民生費	1.社会福祉費	3.老人福祉費		☐ 期間限定複数年度（年度～年度）			
事業概要	介護保険制度開始前から訪問介護を利用していた、低所得世帯の障がい者に対して、訪問介護を利用した場合、通常の自己負担10%を3%とし、低所得世帯の負担を軽減する制度が改正され、制度移行措置対象者として障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用で負担額なしであった人が、平成18年4月以降65歳到達等で介護保険が適用されたとき、自己負担を全額免除となる。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 31年度実績 毎月、国保連で審査を受けた給付データを市の介護保険システムに取込み、精査した結果で国保連に支払う。 2年度計画 前年度と同様	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア 利用者数		人	2	2	2	2	4
	イ 経済的負担の援助額		円	33	35	35	35	292
	ウ							
	エ							
	オ							
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用で負担額がなかった人で、平成18年4月以降65歳到達等により介護保険が適用された人	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア 低所得世帯の障がい者数		人	2	2	2	2	4
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 訪問介護を利用したときには、通常の10%の自己負担を免除する。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア 訪問介護の利用者数		人	2	2	2	2	4
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 低所得の障がい者の利用負担を軽減することで、障がいのある高齢者の自立支援となる。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア 軽減された利用者数		人	2	2	2	2	4
	イ 軽減された利用者の割合 （軽減された利用者数/利用者数）		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	ウ							
	エ							
	オ							

(2) 総事業費の推移			単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	17	17	17	146
			県支出金	千円	8	8	8	73
			地方債	千円	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0
			一般財源	千円	8	10	10	73
			事業費計(A)	千円	33	35	35	292
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	12	12	12	18
			人件費計(B)	千円	50	50	49	73
			トータルコスト(A)+(B)	千円	83	85	84	365

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	介護保険制度開始前から訪問介護を利用していた、低所得世帯の障がい者に対して、訪問介護を利用した場合、通常の自己負担10%を3%とし、低所得世帯の負担を軽減するため国が設けた制度。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	- 平成17年度から低所得世帯の高齢者の訪問介護の減額が廃止され、低所得世帯の障がい者のみが対象となった。 - 平成20年7月以降から法施行前から訪問介護を利用していた該当者の軽減はなくなった。 - 平成23年11月から65歳到達により該当者が1名となった。 - 平成24年10月から65歳到達により該当者が2名となった。 - 平成25年4月1日から障害者自立支援法が障害者総合支援法となった。 - 平成26年3月から65歳到達により該当者が3名となった。 - 平成27年5月から該当者が2名となった。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	